

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日ごと  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示  
大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(商工指導課)
- 種畜証明書の交付(畜産課)
- 土地改良区の役員の退任(二件)(農村整備課)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)(〃)
- 土地改良事業の認可(二件)(〃)
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)
- 土地収用法による事業の認定(管理課)
- 建築基準法による道路の位置の指定(建築課)
- 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公 告  
あん摩マッサージ指圧師試験等の実施(医務課)

## 告 示

### 鳥取県告示第二十五号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第三条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	建物の名称	建物の所在地
協同組合丸合	丸合上後藤店	米子市上後藤字三柳境立石場二二〇一六

### 鳥取県告示第二十六号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

種畜証明 書番号	名前	品種	生年月日	産 地	血 統		級別	飼養者の所在地 及び名称
					父	母		
昭62 鳥取県臨 第1号	豊美	黒毛 和種	61. 7. 2	日野郡 日南町	豊光	やえ28	1級	東伯郡赤橋町 鳥取県畜産試験 場
第2号	郷茂	"	61.11. 3	倉吉市 倉吉城	高茂	たすかみ	"	"

鳥取県告示第二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北谷土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 福 井 勝 茂 倉吉市福富一一九一六

昭和六十二年十二月二十一日退任

鳥取県告示第二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 井 上 万吉男 米子市東福原八二八

昭和六十二年十二月十三日退任

鳥取県告示第二十九号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）久末地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次の縦覧に供する。

昭和六十三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月十八日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）瀬田蔵地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月十八日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十一号

那家町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業野町地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月十八日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

那家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（水田農業確立対策推進事業坊谷地区区画整理）を昭和六十三年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（地域改善対策特定事業下榎（加勢地）地区区画整理）を昭和六十三年一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十四号

日野町が行う土地改良事業に係る下榎（根妻）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果と決定したので、土地改良法（昭和二十四年

法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月十八日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

岩美町

二 事業の種類

岩美町立緑地管理中央センター建設事業

三 起業地

1 収用の部分 岩美郡岩美町大字浦富字浜通り地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

岩美町役場

鳥取県告示第三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和六十三年一月十六日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 倉吉市上井町一丁目二〇〇 白山産業有限会社 代表取締役 山根清道	道路の位置の指定場所 倉吉市湊町五六八―二、五六八―五及び五六九―四	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 四・〇〇×六・〇〇 延長 二七・二〇
---	---------------------------------------	---

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたとしたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年一月十六日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	フォートレスPーII	株式会社ソフィア
	ガオス	
	ダイスマンPーII A	
	スーパーブラザース	
	安来節PーII	
	ラビット	マルホン工業株式会社
	宝島	
	ファイバーコスモVII	
	スーパーエンジェルV	
	ハイ・タクシーII	
ロボスキーI	株式会社三井	

公 告

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年

法律第217号）第2条第1項に規定するあん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験及びきゆう師試験を次のとおり実施する。

昭和63年1月16日

鳥取県知事 西 尾 田 次

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
あん摩マッサージ指圧師試験	学科試験 昭和63年2月17日（水） 午前9時から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
	実地試験 昭和63年2月18日（木） 午前9時から	〃
はり師試験及びきゆう師試験	学科試験 昭和63年2月17日（水） 午前9時から	〃
	実地試験 昭和63年2月18日（木） 午前9時から	鳥取市東町一丁目227 鳥取県庁第22会議室及び第28会議室
	昭和63年2月18日（木） 学科試験終了後	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

2 受験資格

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項の学校若しくは養成施設を卒業し、又はこれらの学校若しくは養成施設においてあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師になるための課程を終了した者

3 試験科目

(1) あん摩マツサージ指圧師試験

学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学(消毒法を含む。)、  
診察概論、臨床各論、あん摩マツサージ指圧理論及び医  
事法規

実地試験 あん摩マツサージ指圧実技

(2) はり師試験

学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学(消毒法を含む。)、  
診察概論、臨床各論、漢方概論、経穴概論、はり理論及  
び医事法規

実地試験 はり実技

(3) きゆう師試験

学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学、(消毒法を含む。)、  
診察概論、臨床各論、漢方概論、経穴概論、きゆう理論  
及び医事法規

実地試験 きゆう実技

4 受験申込手続

(1) 提出書類

ア 受験願書(所定の様式によること。)

イ 履歴書(所定の様式によること。)

ウ 卒業証明書又は修了証明書(昭和63年3月に卒業し、又は修了す  
る見込みの者にあつては、卒業見込証明書又は修了見込証明書。こ  
の場合においては、昭和63年3月31日(木)までに卒業証明書又は  
修了証明書を提出すること。)

エ 写真(出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチ

メートル、横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日  
及び氏名を記載すること。)

オ 同時にはり師試験及びきゆう師試験を受けようとする者にあつて  
は、はり師試験及びきゆう師試験共通科目免除願書(所定の様式に  
よること。)

カ 既にはり師試験又はきゆう師試験に合格し、更にあん摩マツサー  
ジ指圧師試験、はり師試験又はきゆう師試験を受けようとする者に  
あつては、あん摩マツサージ指圧師(はり師・きゆう師)試験既受  
験科目免除願書(所定の様式によること。)及びその合格証書の写  
し

(2) 提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課

(3) 提出期間

昭和63年1月20日(水)から同月28日(火)まで(郵送の場合は、  
昭和63年1月26日(火)までの消印があるものは、有効とする。)

(4) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

5 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 7,900円

(2) (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を、受験願書の右上余  
白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

(1) 受科試験

受験票及び筆記用具（点字タイプライター、点字器等を含む。）

(2) 実地試験

手指消毒用具及びはり師試験にあつては<sup>はり</sup>鐵箱（寸六<sup>シク</sup>鐵管）、きゆう師試験にあつては<sup>きゆう</sup>灸転器

7 合格者の発表等

(1) 合格者は、昭和63年 3月 1日（火）午前 9 時に、鳥取県庁本庁舎の一階掲示板にその氏名を掲示して公表する。

(2) 合格者には、合格証明書を交付する。

8 その他

(1) 学科試験は、筆記又は点字によるものとする。

(2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課（電話番号 0857—26—7190）に問い合わせること。